

平成30年8月1日から委託業務(建設コンサルタント業務・地質調査業務・建築設計業務)の総合評価落札方式について、低入札価格調査制度を適用します。

※総合評価落札方式以外の委託業務については、最低制限価格制度を継続します。

1 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定方法

【建設コンサルタント業務】

算定方法	
【範囲】 予定価格の7/10～9/10	
【計算式】	
直接人件費の額	} 合計額 × (1+消費税率)
直接経費の額	
その他原価の額 × 90%	
一般管理費の額 × 50%	

《算定式》

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$

低入札調査基準価格及び最低制限価格 = (「直接人件費の額」+「直接経費の額」+その他原価の90%+「一般管理費の50%」) × (1+消費税率)

② $7/10 > \alpha \rightarrow$ 低入札調査基準価格及び最低制限価格 = 「予定価格」 × 7/10

③ $9/10 < \alpha \rightarrow$ 低入札調査基準価格及び最低制限価格 = 「予定価格」 × 9/10

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接人件費の額})+(\text{直接経費の額})+(\text{その他原価の90\%})+(\text{一般管理費の50\%})\} \times (1+\text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

1万円未満切り捨て

【地質調査業務】

算定方法	
【範囲】 予定価格の7/10～9/10	
【計算式】	
直接調査費の額	} 合計額 × (1+消費税率)
間接調査費の額 × 90%	
解析等調査業務費の額 × 80%	
諸経費の額 × 50%	

《算定式》

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$

低入札価格基準価格及び最低制限価格 = (「直接調査費の額」+「間接調査費の90%」+「解析等調査業務費の80%」+「諸経費の50%」) × (1+消費税率)

② $7/10 > \alpha \rightarrow$ 低入札調査基準価格及び最低制限価格 = 「予定価格」 × 7/10

③ $9/10 < \alpha \rightarrow$ 低入札調査基準価格及び最低制限価格 = 「予定価格」 × 9/10

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接調査費の額})+(\text{間接調査費の90\%})+(\text{解析等調査業務費の80\%})+(\text{諸経費の50\%})\} \times (1+\text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

1万円未満切り捨て

【建築設計業務】

算定方法	
【範囲】 予定価格の7/10～9/10	
【計算式】	
直接人件費の額	} 合計額×(1+消費税率)
特別経費の額	
技術料等経費の額×100%	
諸経費の額×60%	

《算定式》

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格 = (「直接人件費の額」+「特別経費の額」+「技術料等経費の100%」+「諸経費の60%」) × (1+消費税率)

② $7/10 > \alpha \rightarrow$ 低入札調査基準価格及び最低制限価格 = 「予定価格」×7/10

③ $9/10 < \alpha \rightarrow$ 低入札調査基準価格及び最低制限価格 = 「予定価格」×9/10

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接人件費の額})+(\text{特別経費の額})+(\text{技術料等経費の100\%})+(\text{諸経費の60\%})\} \times (1+\text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

1万円未満切り捨て

※低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の計算について

①は、1万円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

②、③は、入札書比較価格(予定価格の税抜き額)に7/10若しくは9/10を乗じ、1万円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

2 最低制限価格の算定方法

【測量業務】

算定方法	
【範囲】 予定価格の7/10～9/10	
【計算式】	
直接測量費の額	} 合計額×(1+消費税率)
測量調査費の額	
諸経費の額×60%	

《算定式》

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$

最低制限価格 = (「直接測量費の額」+「測量調査費の額」+「諸経費の60%」) × (1+消費税率)

② $7/10 > \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」×7/10

③ $9/10 < \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」×9/10

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接測量費の額})+(\text{測量調査費の額})+(\text{諸経費の60\%})\} \times (1+\text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

1万円未満切り捨て

※最低制限価格の計算について

①は、1万円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

②、③は、入札書比較価格(予定価格の税抜き額)に7/10若しくは9/10を乗じ、1万円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

3 適用日

平成30年8月1日以降に、公告又は指名通知を行う委託業務から適用する。